

平成27年度に係る随時監査(工事)の結果に対する措置状況

第1 監査の結果の報告

平成27年度に係る随時監査(工事)の結果については、平成28年2月5日に議会、知事及び関係のある委員会に報告(平成28年2月5日付け北海道公報第2757号で公表)した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

監査報告の内容	講じた措置
1 法規性の視点から是正又は改善を求めたもの	
(1) 設計	
<p>《指導事項》</p> <p>魚礁設置工事において、契約図書に含まれる設計図書には、工事目的物の寸法及び使用する材料の仕様等を明示した構造詳細図を添付する必要があるが、鋼製魚礁に係る構造詳細図が添付されていなかった。(宗谷総合振興局)</p>	<p>鋼製魚礁に係る設計図書の作成に当たっては、工事目的物の寸法及び使用する材料の仕様等を明示した構造詳細図を添付するよう関係職員を指導し、適切な執行に努めます。</p>
<p>《指導事項》</p> <p>道路改良工事において、積みブロック擁壁の設計に当たり、擁壁背面の裏込め材については、コンクリート再生骨材を使用しないこととされているが、誤ってそれを使用していた。(空知総合振興局)</p>	<p>工事の設計に当たっては、技術管理関係集及び設計要領を十分留意するよう関係職員を指導し、適切な設計に努めます。</p>
(2) 積算	
<p>《指摘事項》</p> <p>道路工事において、路体を盛土する際の土砂運搬費の積算に当たり、運搬距離が60m以内の土砂についてはブルドーザにより施工することとされているが、過年度に発生した仮置き土の全量をバックホウで積み込みダンプトラックで運搬することとしたため、設計金額が過大となっており、契約金額が165万2,400円割高となっていた。(後志総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、現場状況を的確に把握したうえで、その内容を十分に検討するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p> <p>なお、積算の誤りについては、設計変更により是正しました。</p>
<p>《指摘事項》</p> <p>林道改良工事において、運搬捨土の積算に当たり、運搬車種をダンプトラックとすべきところ、不整地運搬車で積算したため、設計金額が過大となっており、契約金額が18万7,600円割高となっていた。(渡島総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、森林土木事業標準歩掛表に基づき、施工条件等を十分に検討した積算となるよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p> <p>なお、積算の誤りについては、設計変更により是正しました。</p>
《指導事項》	

<p>農業改良工事において、棟梁上部工を架設するクレーンの運搬費の積算に当たり、100 t 吊トラックレーンとすべきところを、誤って100 t クローラクレーンとして積算したため、設計金額が過大となっていた。</p> <p>(オホーツク総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、施工内容を十分確認の上、積算基準等に基づいた的確な積算となるよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p> <p>なお、積算の誤りについては、設計変更により是正しました。</p>
<p>《指導事項》</p> <p>農道改良工事において、土砂運搬の積算に当たり、単位体積重量に応じて定められている歩掛かりの適用を誤ったため、設計金額が過少となっていた。</p> <p>また、多段式かごマットの中詰材の積算に当たり、かごの厚さが50 c mの場合は15 c mから20 c mの割栗石を使うこととなっているが、誤って5 c mから15 c mの割栗石で積算したため、設計金額が過少となっていた。</p> <p>(オホーツク総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、積算内容を十分確認の上、積算基準等に基づいた的確な積算となるよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p> <p>なお、積算の誤りについては、設計変更により是正しました。</p>
<p>《指導事項》</p> <p>漁港災害復旧工事において、波浪により移動した外防波堤を復旧する積算に当たり、現場まで発生したコンクリート殻を船着場から一時堆積場まで運搬する経費及びコンクリート殻を再利用するため一時堆積場から船着場まで運搬する経費を計上しなかったため、設計金額が過少となっていた。</p> <p>(オホーツク総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、現場状況を十分に把握した積算となるよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>《指導事項》</p> <p>道路改良工事において、道路側溝の土砂埋戻しの積算に当たり、機械による埋戻しの歩掛かりを適用すべきところ、誤って盛土敷均し締固めの歩掛かりで積算したため、設計金額が過少となっていた。</p> <p>(宗谷総合振興局)</p>	<p>積算に当たっては、現場状況に適した適切な歩掛で積算するように、稚内建設管理部技術職員研修会で周知したと共に、監査結果に関する報告についても周知を図り、適切な積算となるよう努めます。</p>
<p>《指導事項》</p> <p>草地造成工事において、排根物をレーキドレーザにより集積する積算に当たり、その作業距離に応じた歩掛かりの定めがない場合には、試験工事等により算出して積算すべきところ、歩掛かりにある作業距離の最大値を用いて積算していた。</p> <p>(十勝総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、歩掛かりの適用及び施工条件に十分留意するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>《指導事項》</p> <p>道立病院改築工事において、既製コンクリート杭を用いた基礎工の積算に当たり、使用する杭材料の単価が単価表又は物価資料にある場合には、これを設計単価とすることとされているが、誤って見積もりによる価格を用いたため、設計金額が過少となっていた。</p> <p>(建設部)</p>	<p>既製コンクリート杭の積算において、使用する杭材料の単価が単価表又は物価資料にある場合には、これを設計単価とするよう関係職員を指導し、適切な事務処理に努めます。</p>

<p>《指導事項》 農道改良工事において、路肩拡幅部分の盛土敷均し締固めの積算に当たり、施工幅員に応じた機種を適用しなければならないが、誤った施工機種を適応したことから、設計金額が過少となっていた。 (檜山振興局)</p>	<p>盛りの敷均し・締固めの積算に当たっては、十分に注意するよう職員に指導するとともに、既存のチェックリストに盛土に係るチェック項目が追加されたことも含め、周知徹底を図ったところであり、併せて設計審査等においても十分注意することによって、今後このようなことがないよう適切な積算に努めます。</p>
<p>(3) 事務処理</p>	
<p>《指導事項》 道路改良工事において、地盤の掘削により3,000㎡以上の土地の形質を変更する場合には、着手する日の30日前までに、当該土地の形質を変更する場所や着手予定日等を知事に届け出なければならないが、これを行っていなかった。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>工事の実施に伴う事務処理に当たって、土壤汚染対策法の届出に該当する場合、事前に手続きを適正に履行するよう関係職員を指導し、適切な事務処理に努めます。 なお、未届となっていた当該工事については、届出を完了しました。</p>
<p>《指導事項》 道路新設工事において、工事目的物の内容に変更が生じる場合には、変更部分の工事着手前に設計変更の手続きを行わなければならないが、設計変更を行わずに内容を変更して工事を施工していた。 (後志総合振興局)</p>	<p>工事の設計変更に当たっては、必要な時期に手続きを行うよう関係職員を指導し、適切な事務処理に努めます。 なお、当該工事に係る内容変更については、設計変更の手続きを行いました。</p>
<p>《指導事項》 河川改修工事において、当初設計に含まれていない雑草等のすき取り物を廃棄処分するに当たっては、着手前に設計変更の手続きを行うべきところ、これを行っていなかった。 (上川総合振興局)</p>	<p>工事の設計変更に当たっては、必要な時期に設計変更処理を行うよう関係職員を指導し、適切な事務処理に努めます。 なお、当該工事については、設計変更により是正しました。</p>
<p>《指導事項》 河川改修工事に伴う橋梁の架替えにおいて、橋面の排水処理に係る設計図書に数量の計上漏れがある場合には、設計図書間の不一致等による通常の設計変更として扱うこととされているが、軽微な設計変更として処理していた。 (上川総合振興局)</p>	<p>工事の設計変更に当たっては、契約条項等を十分に理解し、適正に処理を行うよう関係職員を指導し、適切な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 道路工事において、法面の崩れを防ぐアンカー工などの施工に当たり、アンカーの定着及びこの頭部を連結させるワイヤーロープ等の取付状況について、足場の撤去前に中間検査を実施することとして特記仕様書で指定していたが、</p>	<p>工事の中間検査に当たっては、中間検査実施基準に基づき、特記仕様書で指定する場合は確実に実施するよう関係職員を指導し、適切な事務処理に努めます。</p>

<p>これを行っていなかった。 (留萌振興局)</p>	
<p>《指導事項》 砂防工事において、工事用道路の施工に当たり、道路を横断する仮排水用の鋼管を支給材料としているにもかかわらず、工事請負契約書から支給材料に係る条項を削除していた。 (空知総合振興局)</p>	<p>工事請負契約書の作成に当たっては、設計図書に定められた支給材料の有無について、十分留意するよう関係職員を指導し、適切な事務処理に努めます。 なお、当該工事については、契約変更により是正しました。</p>
<p>《指導事項》 庁舎改修工事において、屋上防水改修の積算に当たり、設計図書間に不一致がある場合には、設計変更を行わなければならないが、これを行わずに施工していた。 (建設部)</p>	<p>設計図書間に不一致がある場合には、設計変更に係る事務処理を速やかに行うよう関係職員を指導し、適切な事務処理に努めます。 なお、本件に係る設計変更については、2月12日付けで受注者に通知しました。</p>
<p>2 経済性、効率性及び有効性の観点からは是正又は改善を求めたもの</p>	
<p>(1) 積算</p>	
<p>《指摘事項》 草地整備工事において、縦断管渠工の積算に当たり、埋設深さ等に応じて最も経済的な管種を用いなければならないが、それ以外の管種を選定していたことから、設計金額が過大となっており、契約金額が93万9,600円割高となっていた。 (釧路総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、関係基準・指針等を遵守した積算を行うよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>(2) その他</p>	
<p>《指導事項》 河川改修工事において、建設発生土については、建設副産物適正処理マニュアルに基づき、建設管理部内での利用を積極的にを行い、建設管理部内で調整できないものは、国等の機関で構成する地域建設副産物対策連絡協議会での利用の調整を図ることとされているが、これを行わずに処分場に残土処理していた。 (上川総合振興局)</p>	<p>工事の実施に伴い発生する建設発生土の取り扱いに当たっては、建設副産物適正処理マニュアルに基づき適正に処理するよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。</p>